

動物等の適用飼育 (ペットの飼い方) 手引書



中央市

目次

- ・ ペットを飼い始める前に P1～
- ・ 犬を飼うためには（犬を飼った場合には） P3～
- ・ 猫を飼うためには（猫を飼った場合には） P5～
- ・ 犬または猫を10頭（匹）以上飼う場合には P7
- ・ 飼っている犬や猫が死んでしまったら P7
- ・ 犬や猫の避妊去勢手術を P7～
- ・ 飼っている犬や猫がいなくなったら P8
- ・ 怪我をしている犬や猫をみかけたら P9
- ・ 犬や猫をいじめたり、捨てることは犯罪です P9

- ・ その他

- 鳥獣類について P10～

ペットを飼い始める前に

ペットは私たちの心を癒し、心を豊かにするとともに生活に潤いをもたらしてくれます。

しかし、その一方で間違った飼い方をしたために、近隣とのトラブルなども多く発生しています。

ペットを飼う場合には、ペットに愛情と責任を持つこと、また、他人に迷惑をかけない飼い方をすることが重要です。

そのためには、飼う動物の生理や本能、習性などを十分理解し、適正な飼養やしつけをこころがけましょう。

また、安易な気持ちで衝動的に飼い始めるのではなく、自分が最後まで責任をもって飼えるのか、飼い始める前によく考えましょう。

1、飼主の責務（動物の愛護及び管理に関する法律：第7条）

①健康と安全の保持と迷惑の防止

命ある動物への責任を十分に自覚し、種類や習性に応じて正しく飼うこと、生活環境を悪くしないように、また人に迷惑をかけないように飼うこと。

②病気の知識と予防

動物の病気や感染症などの正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うこと。

③逸走防止

動物が逃げ出したり迷子にならないように、必要な対策をとること。

④終生飼養

動物がその命を終えるまで適切に飼うこと。

⑤繁殖制限

飼っている動物が増えすぎて管理できなくなることがないように不妊・去勢手術をすること。

⑥身元表示（所有明示）

自分の飼っている動物だと分かるように首輪や迷子札、マイクロチップ等をつけること。

2、命を預かる責任

・ペットを飼うということは、そのペットの命を預かるということです。

①快適で安全な環境を提供する責任

ペットの種類によって習性や行動、必要な環境は異なります。ペットが生涯にわたって快適で安全に暮らせるように環境を整え、最後まで適切に飼いましょう。

②老いに向き合う責任

人にも動物にも寿命があります。ペットも歳を取ると様々な病気や症状が訪れ介護が必要となる場合があります。介護は長期に及ぶこともあり、家族の協力が欠かせません。個々のペットによって、症状や介護の度合いは異なりますので、飼主は無理をせず、悩みを抱え込まずに獣医師や飼主仲間などに相談しましょう。

③命を終えるまで飼い続ける責任

誰にでも人生の転機は訪れます。自分の生活が変わってもペットを飼い続けられるか、十分にコミュニケーションを行うとともに対策を練りましょう。

3、社会に対する責任

・ペットを大切に思うあまり周囲への配慮を忘れていませんか？

①ルールやマナーを守る責任

飼主もペットも地域社会のルールの中で暮らしている以上、自分勝手な行動は許されません。ペットの嫌われる理由のほとんどは、動物によるものではなく、飼い主のマナーによるものが原因です。

②人に危害を及ぼさない責任

地域社会の中には、動物が嫌いな人や恐怖心を持っている人、動物に対するアレルギーを持つ人もいます。放し飼いは、ペットの飛び出しによる交通事故や咬みつき事故等、人も動物もけがをする危険があります。

③周辺地域に迷惑をかけない責任

公共の場所に排泄物が放置されているのは誰にとっても不快だけでなく衛生上も問題となります。また飼い主が気づいていなくても鳴き声や毛・羽毛の飛散、排泄物等の臭いなどを迷惑と感じている人もいます。常日頃から周囲への配慮を心掛けましょう。

④自然環境に影響を及ぼさない責任

ペットを放し飼いにすると野生動物を食べたり、生態系等に悪影響を及ぼすことがあります。

犬のふんの放置は、条例違反です

「中央市ごみのないきれいなまちにする条例」第 13 条では、飼い主の遵守事項として「飼い犬のふんを処理するための用具を携帯すること。」「飼い犬のふんにより公共の場所等を汚したときは、当該ふんを持ち帰ること。」と規定しています。これに違反すると、罰則が科せられる場合があります。

☆飼い主になるということは、「すべてに責任をもつこと」です。



犬を飼うためには（犬を飼った場合には）

1、犬を飼い始める前に考えること

犬は、われわれに一番身近なペットであり、ぬいぐるみではありません。毎日世話をして、正しく飼い続けるのはとても大変なことです。犬を飼いたいあなた、お子さんに犬を飼いたいと言われているお父さん、お母さん、飼い始める前に、考えてみて下さい。

- ・犬を飼うことを家族全員が賛成していますか？
- ・犬の寿命は10年以上です。犬が亡くなるまで終生飼い続けることができますか？
- ・食事や散歩など、毎日世話をする必要があります、疲れていても、忙しくても忘れずにできますか？
- ・犬を飼える環境（住宅事情、経済的余裕など）にありますか？
- ・犬も人間と同様に、病気の予防や治療が必要ですが、対応できますか？



以上、全てをクリアできてやっと犬を飼う心構えができたことになります。

2、飼う時のルールを覚えましょう。

①登録と狂犬病予防注射

「狂犬病予防法」に基づき、犬の飼い主には飼い犬について生涯1回の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。

犬の登録手続き

犬を飼い始めた日（子犬の場合は生後90日を超えたら）、30日以内に犬の所在地を所管する市役所の窓口で登録を行って下さい。

狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬には、毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。

予防注射を受けるには、次の2つの方法があります。

[実施方法]

1. 毎年4月～5月頃に市町村が日時と場所を決めて実施している集合注射で受けさせる方法（会場で手続きができます）
2. 動物病院で予防注射を接種し、その証明書を市町村窓口へ提出し、注射済票の交付を受ける方法

なお、犬は登録や注射を受けた後に手渡される鑑札や注射済票を首輪等につけてはじめてあなたの「飼い犬」として認められます。鑑札などは大切に保管するのではなく、必ず犬に着けておき、万が一、飼い犬が迷子になっても、保護した場合されても鑑札等が着いていれば、身元が分かり飼い主の元に帰ることができます。

また、犬が亡くなったり、引っ越し等で登録した市町村から転出するなど登録内容に変更が生じた場合には、登録した市町村に必ず連絡をしましょう。

◎新規登録の場合

新規登録料 (3,000 円) +注射済票発行 (550 円)

◎犬が転入した場合

(鑑札)

★転入前の市町村で登録済みの場合

- ・旧市町村の鑑札を持参 → 中央市の鑑札と交換
- ・旧市町村の鑑札を紛失 → 鑑札の再交付 (1,600 円) : 注

(注射済票)

★転入前の市町村で注射済票の交付を受けている場合

- ・旧市町村の注射済票を持参 → 中央市の注射済票と交換
- ・旧市町村の注射済票を紛失 → 注射済票の再交付 (340 円) : 注

注) 旧市町村で登録等が確認できない場合は、新規登録と同様となります。

②飼養表示

犬を飼ったら、住居の見やすい場所(門柱、玄関など)に犬を飼っている旨を表示して、犬は係留して下さい。(犬マーク)

③放し飼い禁止

犬は綱や鎖でつなぐか、柵やオリなどの囲いの中で飼育しなくてはなりません。

また、散歩は、犬を制御できる人が引き綱をつけて行いましょう。なお、引き綱を着けているといってもロングリードは他人に迷惑をかけることもあるので、節度をもって利用しましょう。

④住宅密集地での飼い方

住宅密集地では、特に近隣に住んでいる人に迷惑をかけない飼い方をしなくてはなりません。一般的には、鳴き声大きい・よく吠える犬種は向かないと言われており、また、屋外ばかりで飼うと目が届きにくくなるため、しつけも難しくなるため、できれば室内で飼うことをおすすめします。

一方で、室内飼いの際にも、人の生活と犬との距離が近づくことによる弊害があるので注意が必要です。(温度管理、床材の配慮、タバコや化学物質の影響、衛生害虫の発生防止など)

同じ建物内に多数の世帯が住み、共有部分もあるマンションなどの集合住宅で犬を飼う場合には、近隣トラブルが発生しやすく、一戸建ての住宅よりも注意が必要です。

※詳しくは、環境省の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」をご参照ください。

⑤最後まで責任を持って飼い続ける

犬の習性、生理、生態等を理解し、最後まで愛情と責任を持って飼いましょう。また、思いがけず子犬が産まれる場合もありますので、産まれた子犬を飼えないと思ったら(思うなら)、必ず不妊・去勢手術を受けましょう。病気予防やしつけにも役立ちます。

⑥排泄物の処理をしっかりと

道路、公園など公共の場所や他人の土地・建物などを糞や尿で汚したり、異常な鳴き声、悪臭等で、近隣に迷惑をかけてはいけません。

散歩する際には、糞を持ち帰る袋や尿を掛け流すためにペットボトル等に水をいれて持ち歩きましょう。

3、飼っている犬などが人や動物などを傷付けてしまった場合には

①飼っている犬が、他人を咬むなどの事故を起こした場合

犬の飼い主は、事故にあった人の応急手当や新たな事故の発生防止等を行うとともに、最寄りの保健所（中北保健所又は動物愛護指導センター）に届け出ることが条例※で義務付けられています。事故の届出を受けた保健所では、事故の再発防止や犬の場合は狂犬病の鑑定などの指導を行います。

なお、逃げ出して危害を与えるおそれのある場合は、警察署や消防署などにも通報が必要です。

②犬に咬まれた場合

犬に咬まれた者は、最寄りの保健所（中北保健所又は動物愛護指導センター）に連絡をして下さい。

咬まれた犬の飼い主が判明している場合は、飼い主への指導を行います。

飼い主が判明していない場合は、犬の捕獲を行います。

なお、すぐに病院で受診されることをおすすめします。

※関係法令等：山梨県動物の愛護及び管理に関する条例

猫を飼うためには（猫を飼った場合には）

1、猫を飼い始める前に考えること

猫は、われわれに一番身近なペットであり、ぬいぐるみではありません。毎日世話をして、正しく飼い続けるのはとても大変なことです。猫を飼いたいあなた、お子さんに猫を飼いたいと言われているお父さん、お母さん、飼い始める前に、考えてみて下さい。

- ・家族全員が飼うことに賛成していますか？
- ・猫の寿命は10年以上～20年近く生きます。最期まで飼い続けることができますか？
- ・ご近所に迷惑をかけないように飼うことができますか？
- ・毎日の食事だけでなく、病気の予防や治療など健康管理にはお金がかかりますが、対応できますか？



上記のうち1つでも疑問があった場合には、まだ猫を飼う心構えができていません。もう一度、よく考えてみて下さい。

2、飼う時のルールを覚えましょう。

猫を飼う時のルール「庭や玄関先に糞や尿をされて困る」「花壇や植木を荒らされた」、これらすべ

ては猫だけの責任でしょうか？

猫嫌いを増やしているのは、猫を愛するあなたなのかもしれません。

人と猫が共に暮らしていくためにはマナーが必要です。猫が好きな人も嫌いな人も気持ちよく暮らせるよう飼い主の責任を考えましょう。

①室内で飼う

「猫は外で飼うもの」という考えを、お持ちの方が多いと思います。しかし、自由に出歩くことのできる猫が、他人の敷地に侵入し、場所を選ばず糞尿をしてしまうことなどが、地域社会でのトラブル発生の原因となっています。猫はエサが十分に与えられていて、安心して過ごせる空間があれば外に出なくても幸せに暮らすことができます。

むしろ外に出ることで、交通事故に遭ったり、他の猫からの病気に感染することもあります。

活発な猫の場合には、キャットタワーを置くなど、高低差をつけるように家具の配置を変えてあげることで室内でも十分に運動することができるようになります。

本当に猫を可愛がっているのなら室内で飼うことを考えてみてください。

②所有者の明示を

あなたの猫が迷子になったり、不慮の事故にあつて家に戻れなくなったとき、発見されても名札がなければあなたに連絡をとることができません。室内飼いの猫であっても名札をつけましょう。また、マイクロチップを埋め込むという方法もあります。

③トイレのしつけ

猫の糞や尿は大変きつい臭いがあり、外で自由にさせておくと、近隣の庭に入り込んで排泄し、そのお宅の人が非常に迷惑します。猫がトイレを選ぶ際に重要なのが足の裏の感触で、一般的には手触りのよい細かい砂などを好みます。だから、猫が家の外に出ていると、庭や花壇を荒らすことになってしまうのです。猫はトイレのしつけをして室内で飼うようにしましょう。

④増やさない（中央市では、補助金制度があります）

毎年、たくさんの猫が処分されています。不妊去勢手術はかわいそうな命を作らないために必要なことです。また、不妊去勢手術をすることによって、一年中精神的に安定して過ごすことができるようになるなど健康上のメリットや、発情期の夜鳴きや喧嘩がなくなります。

不幸な猫が生まれぬよう飼い主として責任を持ちましょう。

◎猫の室内飼育の方法

猫は上下運動のできる場所やリラックスできる場所があれば、それほど広い空間を必要とせず、子猫の時からその習性に充分配慮することで、屋内の比較的狭い縄張りでも満足することができます。

1. トイレのしつけをする。
2. 立体的な運動ができるように配慮する。
3. よく遊んであげる
4. 猫にとっての危険なものを排除する。

また、発情行動による問題解決のため屋内・屋外飼育にかかわらず不妊去勢手術をしましょう。

一方で、室内飼いの際にも、人の生活と猫との距離が近づくことによる弊害があるので注意が必要です。(温度管理、床材の配慮、たばこや化学物質の影響、衛生害虫の発生防止など)

同じ建物内に多数の世帯が住み、共有部分もあるマンションなどの集合住宅で猫を飼う場合には、近隣トラブルが発生しやすく、一戸建ての住宅よりも注意が必要です。

※詳しくは、環境省の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」をご参照ください。

◎ねこの適正飼養ガイドライン (山梨県)

猫に関わる問題を解決するための基本的なルールを示し、家庭や地域で猫を飼養する際の参考にさせていただくためのガイドラインとなります。

これから猫を飼おうと思っている方、猫を飼っている方、猫を迷惑に思っている方、猫を助けたいと考えている方は一度読んでみてください。

犬または猫を 10 頭 (匹) 以上飼う場合には

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例により、犬や猫を 10 頭 (匹) 以上飼う場合は、保健所への届出が必要となります。

たくさんの犬や猫を飼っていて、周辺に迷惑を掛けたり、数が増えすぎて自分では管理しきれなくなってしまうことがないように、事前に飼い主に行政がアドバイスするための規定です。

また、届出内容に変更があった場合や飼養をやめた場合にも届出が必要となります。

飼っている犬や猫が死んでしまったら

飼い始めるときから、犬や猫などのペットが亡くなったときのことでも考えておく必要があります。

もし、飼っている犬や猫のペットが亡くなってしまったら、自分の敷地内に埋葬するか、ペット霊園等に相談して下さい。

なお、犬の場合は、市役所へ届出が必要となります。

また、飼っているペット以外の場合でも、その場所の所有者(管理者)が、死骸の処理をすることが原則です。

犬や猫の避妊去勢手術を

犬や猫の繁殖力は非常に高いものです。あなたが責任をもって飼えるのは何匹ですか？

犬や猫も家族の一員です。生まれてきても飼い主のいない不幸な子犬・子猫をつくることは、野犬や野良猫の発生の原因となります。不必要な繁殖を避けるために、避妊や去勢手術を行うことで動物保護にもつながります。

また、やむを得ない理由で、飼い続けることができない時は、新しい飼い主を見つけましょう。

【犬及び猫の避妊去勢手術補助金】

中央市では、次の条件に該当する飼い主に対して、犬及び猫の避妊去勢手術を受けた際の費用の一部を助成しています。

条件

- ①飼い犬が中央市に登録されている（手術前より登録されていること）。
- ②飼い犬、飼い猫が生後3ヶ月以上で、手術をするのに適当であると獣医師が認めたもの。

助成金額

・犬の避妊：8,000円　・犬の去勢：5,000円　・猫の避妊：5,000円　・猫の去勢：3,000円

手続き方法

事前に申請書を入手し避妊又は去勢手術実施後、申請書に動物病院の証明を受けて、術後1年以内に市役所市民環境課環境担当窓口申請してください。

ただし、猫の場合は、直近の写真添付が必要となります。

飼っている犬や猫がいなくなったら

・飼い犬がいなくなってしまった場合

飼っている犬がもしもいなくなってしまったら、「2、3日すれば帰ってくるだろう」などと思いませんか？

迷子になった犬は毎日移動して、日を追うごとに飼い主から遠く離れてしまう可能性があります。

また、交通事故など不慮の事故に遭う危険性もあるので、いなくなった場所の近所をすぐに探すと同時に関係行政機関にただちに連絡をしましょう。

なお、飼い犬が見つかった場合にも忘れずに連絡をした関係行政機関に発見の連絡をお願いします。

・飼い猫がいなくなってしまった場合

基本的に市や県動物愛護センターで、猫を「捕獲」することはありませんが、負傷などにより保護されて持ち込まれる場合があります。また、交通事故など不慮の事故に遭う危険性もあるので、いなくなった場所の近所をすぐに探すと同時に関係行政機関にただちに連絡をしましょう。

なお、飼い猫が見つかった場合も忘れずに連絡をした関係行政機関に発見の連絡をお願いします。

※猫の探し方

・屋内で飼われていた猫の場合

室内で飼われていた猫は、外に出ても遠くに行かないことがほとんどです。物置の中、冷暖房の室外機の下、植え込みの中など、家の周辺を重点的に探してみてください。

・屋外で飼われていた猫の場合

猫は暗くて狭いところを好む習性があります。いなくなった場所の付近で縁の下や建物の隙間など、身を隠すことができる場所を重点的に探してみてください。

注意！

誰かに保護されたとしても、首輪や名札など所有者を明示するものがないと、飼い主さんと連絡を取ることができません。言葉を話せないペット（動物）のために、日頃から、飼い主の連絡先が分かるようにしておきましょう。

※迷子及び保護収容に関する情報（関係行政機関）について

- ・山梨県動物愛護センター：055-273-5034（平日のみ）
- ・中央市役所市民環境課環境担当：055-274-8543
- ・南甲府警察署：055-243-0110

怪我をしている犬や猫をみかけたら

道路、公園、広場、その他の公共の場所において、負傷又は疾病にかかっているペットなどの愛護動物で所有者の判明しないものについては、市町村に窓口がありますので相談してください。

市町村から動物愛護指導センターに搬送され、治療を行いながら条例に基づき飼い主を探します。

犬や猫をいじめたり、捨てることは犯罪です

次のような行為は、「動物の愛護及び管理に関する法律」で罰せられます。

①みだりな殺傷 [第 44 条第 1 項]

動物をみだりに傷つけたり、殺してしまう

【罰則】2 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金

②みだりに給餌・給水をやめ、又は酷使するなどにより衰弱させるなどの虐待 [第 44 条第 2 項]

餌や水を十分に与えず、衰弱させる

酷使し、衰弱させる

健康や安全が保持できない場所に拘束し、衰弱させる

愛護動物を不健康な場所に拘束し、衰弱させる

飼養動物の病気や怪我の適切な保護を行わない

不衛生な施設で動物を飼養する

【罰則】100 万円以下の罰金

③捨てる（遺棄） [第 44 条第 3 項]

愛護動物を捨てる

【罰金】100 万円以下の罰金



その他

鳥獣（哺乳類・鳥類）について



1、ケガをしている鳥獣（哺乳類・鳥類）を見つけた場合

野生の動物（鳥の卵を含む）は、鳥獣保護管理法などの法律等によって守られており、原則として保護（捕獲）や殺傷することはできません。言い換えれば、人間が勝手に野生の動物に手を出すことは禁止されています。助けたいと思う場面に遭遇することもあります。自然界の出来事については、人間は介入せず、見守る姿勢が求められています。

ただし、人為的な原因により負傷した鳥獣（哺乳類・鳥類）は、保護することができる場合があります。

・人為的な原因により負傷した鳥獣を見つけたとき

人為的な原因とは

例えば、「哺乳類が車に当たった。」「家の窓に鳥類が当たった。」などの人間の営みが原因で負傷させてしまった場合が該当します。また、ペットの犬・猫などが、野生の鳥獣を負傷させてしまった場合も該当します。

・保護する場合の注意点

一見負傷しているように見えても、衝突による脳震盪や体温が低下していて動けない場合などがあります。出血や骨折など明らかな傷が見受けられない場合は、一旦様子を見るようにし、2、3時間経っても良くならない場合は、保護してください。

保護した鳥獣は、お手数ですが保護した方が山梨県鳥獣センター（甲府市和田町 3004-1）へ直接運び込んでください。ただし、中・大型動物については、危険な場合が想定されるため、発見場所の市町村役場もしくは、発見場所の市町村を管轄する各林務環境事務所へ通報してください。

保護する際は、鳥獣が暴れてケガを負わされたり、人獣共通の感染症に感染するおそれもあるため、直接手で触れないようゴム手袋をはめるか、道具を使うなどしてください。また、回復のためにと餌を与えることは適切な給餌とならないため、行わないでください。

なお、治療を目的とした保護でも野生の鳥獣を許可なく飼うことは法律で禁止されており、保護した場合は、速やかに山梨県鳥獣センターへ運び込むか、保護した場所の市町村役場もしくは、保護した場所の市町村を管轄する各林務環境事務所へ通報してください。

2、土日祝祭日、夜間対応について

土日祝祭日は、山梨県鳥獣センターは開館しておりますので、直接運び込んでください。また、休館日である場合は、発見場所の市町村役場か発見場所の市町村を管轄する各林務環境事務所へ連絡してください。

閉館時間にあたる夜間については、お手数ですが一時保護をお願いします。

【一時保護の方法】

1. 保護鳥獣が丸々入り、少し空間に余裕がある段ボール箱を用意し、空気抜きの穴を複数箇所あけてください。動かない方がよいため、過剰に大きな箱は避けてください。また、獣類は力が強い
ため、段ボール箱を補強するなど、破壊されないような措置が必要となる場合があります。
2. 底部にティッシュや新聞紙を敷き詰めて、保護鳥獣を入れ、蓋を閉めて下さい。この際、餌を入
れる必要はありません。むやみに餌を与えると、過度のストレスを与える可能性があり、かえっ
て症状が悪化する可能性があります。
3. 保護された鳥獣側からすれば、人間に捕まえられて怯えている状態であるため、人の姿や気配は
強いストレスを与えます。むやみに蓋を開けて様子を確認することは避けてください。
4. 開館時間（9時00分）になりましたら、山梨県鳥獣センター※へ直接運び込んでください。
5. 一時保護中に元気になった場合は、速やかに保護した場所へ戻し、自然へ帰してください。

※中・大型の鳥獣の場合

中・大型の鳥獣の場合でも、人の姿や気配は強いストレスを与え、接近すると威嚇するため非常
に危険ですので、**一時保護はせず、様子を見守ってください。**

土日祝祭日、夜間でない時間帯に、発見場所の市町村役場か発見場所の市町村を管轄する各林務
環境事務所へ連絡してください。

発見場所が道路や公園などで、直ちに交通や公共の福祉の妨げになる場合は、道路や公園などの
管理者へ連絡してください。

※鳥の雛や動物の幼獣を見つけたとき

鳥の雛や動物の幼獣を見つけたときは、**保護せず、原則そのままにしてください。**

※ニホンカモシカ等の天然記念物を見つけたとき

ニホンカモシカやヤマネ、ライチョウなどは文化財保護法により天然記念物に指定されていま
すので、負傷していたり、死んでいる個体を見つけた場合は、**発見場所の市町村教育委員会へ連絡**
してください。

また、負傷しておらず元気な場合は、接近せずに見守ってください。数時間たっても山に帰る様
子がみられない場合は、**発見場所の市町村教育委員会へ連絡**してください。

【救護対象外としない鳥獣について】

保護できる動物は哺乳類と鳥類のみで、爬虫類、両生類、魚類及び虫類も保護することはできま
せん。また、次に該当する場合には、保護の対象外となります。

- ① 幼鳥獣で巣立ち前にあるもの
- ② 明らかに感染症の疑いのあるもの
- ③ 重病又は重症のため適切な治療を施しても救命の見込みのないもの
- ④ 人に危害を及ぼすおそれのある大型の獣類、若しくは人に危害を及ぼすおそれがある状態に
ある鳥獣
- ⑤ 特定外来生物および生態系に悪影響を及ぼす可能性のある外来種（アライグマ、ドバト及び

ハクビシン等)

- ⑥ 第二種特定鳥獣管理計画の対象種となっているもの（ニホンジカ、イノシシ及びニホンザル）
- ⑦ 鳥獣保護管理法の適用除外等とされている種に該当するもの（ドブネズミ、クマネズミ及びハツカネズミ）
- ⑧ 深刻な農林水産業被害等をもたらす種のうち、①～⑦に該当しないもの（カラス及びカワウ）
- ⑨ ペットや家畜類

3、足環をつけたハトを見つけたとき

足環に書いてある文字を確認し、次の協会に連絡してください。

「JPN」の表示がある場合：(社) 日本鳩レース協会

電話番号：0120-810-118（迷鳩照会専用フリーダイヤル）

「NIPPON」の表示がある場合：(社) 日本伝書鳩協会

電話番号：03-3801-2789

4、他の動物から襲われている場合

厳しい自然の中で生きていくためには、熾烈な生存争いのなかで生きていかなければならず、ひとつの個体が集団で襲われている場面にも遭遇することがあると思いますが、人間が手を出してはいけません。

この場合、人為的な原因による傷病ではないため保護できませんが、まだ生きている場合は、木陰など狙われにくい場所へ誘導することは可能（捕まえてしまうと法律に違反しますので、屋外ですぐに逃げることができる場所へ避難させるのみ）です。

なお、死んでしまった場合は、その場所の所有者（管理者）が死骸の処理をすることが原則です。

ただし、死んでしまった個体がニホンカモシカやヤマネなどの天然記念物である場合は、別途手続きの必要があるため、速やかに市町村教育委員会へ連絡してください。

※山梨県鳥獣センター：055-252-9161

発行 令和3年6月

編集 中央市役所 市民環境課

〒409-3892 山梨県中央市白井阿原 301-1

電話：055-274-8543 FAX：055-274-1130

E-mail：simin-kankyou@city.chuo.yamanashi.jp